

ペット火葬場の利用方法

町民生活課
7216933

ペットとして飼われていた動物を火葬するペット火葬場は、小野町火葬場「おの悠苑」の敷地内にあります。
ペット火葬場の利用方法は次のとおりです。

■火葬できるペット

(1) ペットとして飼われていた動物(犬・猫など)

(2) ペットの大きさは、横にした状態で、幅50センチメートル×長さ150センチメートル以内のもの
※ペットはバスタオルなどで包み、段ボールなどに入れてお持ちください。

■利用時間

(1) 午前11時から
(2) 午後2時30分から
※火葬時間は動物の大きさに

より異なりますが、1時間程度かかりますので、建物内の待合室でお待ちください。

■使用料

(1) 飼い主の住所が町内にある方

【ペットの体重】

・5キログラム以上…1万円
・5キログラム未満…8千円

(2) 飼い主の住所が町外にある方

【ペットの体重】

・5キログラム以上…3万円
・5キログラム未満…2万4千円

■火葬のときに持参いただくもの

(1) 火葬場使用許可証(動物炉)
(2) 骨壺など(ペットの遺骨はすべて飼い主の方にお返しします。)

■受付方法

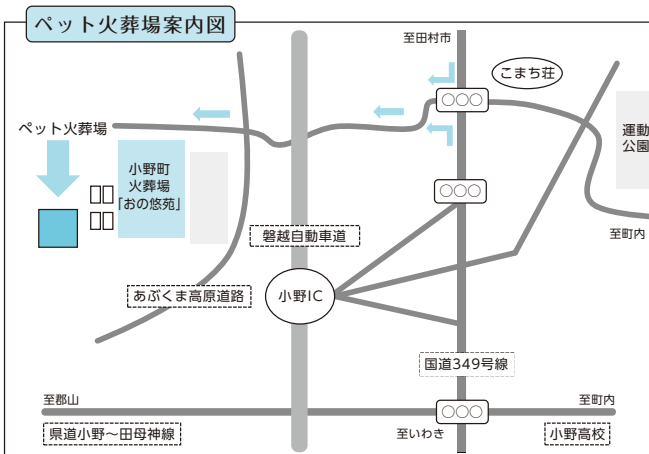
(1) ペット火葬場の空き時間を確認し予約をする。(電話可)

(2) ペット火葬場の使用申請書を記入し、使用料を納入する。

(3) 「火葬場使用許可証(動物炉)」の交付を受ける。

※ペット火葬場の使用申請の受け付けは、午前8時30分から午後5時15分まで町民生活課で行っています。(土・日・祝、12月29日から翌年1月3日までは手続きができません。)

■火葬するペットが犬の場合
あらかじめ登録市町村で死亡届(登録抹消)の手続きをしてください。



ペット火葬場▶

